

令和3年度京都府水防計画の改定について

1 内閣府「避難情報に関するガイドライン」改定（令和3年5月20日施行）

京都府の洪水予報河川における、京都府と京都地方気象台が共同で行なう洪水予報発表基準の文言を修正（資料 13-2 水防計画 13/23 ページ 参照）

洪水予報の種類	発表基準		警戒レベル相当情報	危険度 ↑ ↓ 大
氾濫注意情報 (洪水注意報)	新	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位上昇が見込まれないとき。	警戒レベル2 相当情報	
	旧	基準点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。		
氾濫警戒情報 (洪水警報)	新	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき。	警戒レベル3 相当情報	
	旧	基準点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（特別警戒水位）に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。		
氾濫危険情報 (洪水警報)	新	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。	警戒レベル4 相当情報	
	旧	基準点の水位が、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき。		
氾濫発生情報 (洪水警報)	新	洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき。	警戒レベル5 相当情報	
	旧	洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき。		

2 水防警報を発表する河川における水防団待機水位と氾濫注意水位の見直し

京都府の以下の水防警報河川について、河川改修工事の進捗及び水位観測実績値を踏まえ、水防団待機水位と氾濫注意水位を見直す。（資料 13-2 水防計画 14/23 ページ 参照）

河川名	水防団待機水位 ^{※1}	氾濫注意水位 ^{※2}
防賀川（上流）	0.50 → 0.40	0.90 → 1.00

※1 一連区間毎に最も低い水位を対象区間全体で総合的に勘案した水位の約2割の流量に相当する水位

※2 一連区間毎に最も低い水位を対象区間全体で総合的に勘案した水位の約5割の流量に相当する水位

3 想定最大規模降雨に基づく防災情報の充実・強化に伴う改定

洪水浸水想定区域図の作成を推進（資料 13-2 水防計画 21～23/23 ページ 参照）

令和3年度5月末で318河川を公表済（府管理377河川の約84%）

4 組織改編に伴う改定（資料 13-2 水防計画 4～5/23 ページ 参照）